

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成21年 8月26日

水 曜 日

第 3072 号

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 1
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 2
- 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 3
- 特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意
- 道路の区域変更 5
- 道路の供用開始

公 告

- 平成21年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 6
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 7
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 9

告 示

富山県告示第427号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

平成21年 8月26日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社 J A ライフ 富山
サービスの種類		福祉用具貸与
事業所	名称	株式会社 J A ライフ 富山
	所在地	富山市吉岡468番地
	介護保険事業所番号	1670103108
廃止年月日		平成21年 6月30日

事業者	名称	株式会社 J A ライフ富山
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	株式会社 J A ライフ富山
	所在地	富山市吉岡468番地
	介護保険事業所番号	1670103991
廃止年月日		平成21年 6 月30日

富山県告示第428号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 9 第 2 号の規定により公示する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	株式会社 J A ライフ富山
サービスの種類		介護予防福祉用具貸与
事業所	名称	株式会社 J A ライフ富山
	所在地	富山市吉岡468番地
	介護保険事業所番号	1670103108
廃止年月日		平成21年 6 月30日

事業者	名称	株式会社 J A ライフ富山
サービスの種類		特定介護予防福祉用具販売
事業所	名称	株式会社 J A ライフ富山
	所在地	富山市吉岡468番地
	介護保険事業所番号	1670103991
廃止年月日		平成21年 6 月30日

富山県告示第429号

指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者から同法第 82 条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	企業組合 労協センター事業団
サービスの種類		居宅介護支援
事業所	名称	居宅介護支援事業所 ポピー高岡
	所在地	高岡市昭和町3-3-17
	介護保険事業所番号	1670200920
廃止年月日		平成21年 7 月 1 日

富山県告示第430号

特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105条第 1 項第 2 号口の規定により定める区域及び区分		発 起 人	届出年月日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告	旧黒部市の区域に住所を有する者（以下「旧黒部市在住者」という。）が営む小型いか釣り漁	板倉 俊雄 濱屋 春幸	平成21年 7 月28日

示第1147号。以下「告示」という。）の2の表の黒部・魚津区域 （くろべ漁業協同組合の地区のうち旧黒部市（平成18年3月30日における黒部市をいう。以下同じ。）及び魚津漁業協同組合の地区）	業又は旧黒部市在住者がべにずわいがにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併せ営む漁業		
	魚津市の区域に住所を有する者（以下「魚津市在住者」という。）が営む小型いか釣り漁業	寺西 勉 田中 栄一	平成21年7月28日
	魚津市在住者が営むぶり定置漁業	有限会社藤吉水産 代表取締役 浦崎 将隆 魚津水産株式会社 代表取締役 油本 憲太郎	平成21年7月28日
	魚津市在住者が営むほたるいか定置漁業	魚津水産株式会社 代表取締役 油本 憲太郎 三ツ和定置網組合 代表者 石崎 平兵衛	平成21年7月28日
	魚津市在住者が営む告示の2の表の黒部・魚津区域の項の及びに掲げる定置漁業以外の大型定置漁業又は旧黒部市在住者が営む大型定置漁業	有限会社藤吉水産 代表取締役 浦崎 将隆 高峯定置網組合 組合長理事 濱田 清人	平成21年7月28日
	魚津市在住者がべにずわいがにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併せ営む漁業	瀧多 文子 矢野 久夫	平成21年7月28日
	法第104条第2号に掲げる漁業のうち、旧黒部市在住者が営む告示の2の表の黒部・魚津区域の項のからまでに掲げる漁業及び大型定置漁業以外の漁業	田中 実 能登 守作	平成21年7月28日
	法第104条第2号に掲げる漁業のうち、魚津市在住者が営む告示の2の表の黒部・魚津区域の項のからまでに掲げる漁業（に掲げる漁業にあっては、魚津市在住者に係るものに限る。）以外の漁業	川岸 一雄 早川 一雄	平成21年7月28日

富山県告示第431号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月26日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 471号	富山市八尾町庵谷 1 番地先 から	変更前		最大 10.5 最小 3.8	159.0	富山土木 センター
	富山市八尾町庵谷 4 番地先 まで	変更後		最大 15.8 最小 10.5	159.0	
県道 五位尾上中町 線	中新川郡上市町上中町字南 中町64番から	変更前		最大 19.0 最小 6.0	95.6	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町上中町字南 中町46番 3 まで	変更後		最大 23.0 最小 9.0	91.2	
県道 谷口五百石線	中新川郡立山町米沢50番 3 から	変更前		最大 15.0 最小 8.5	12.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町米沢 638番 まで	変更後		最大 17.0 最小 8.5	12.0	

富山県告示第432号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 21 年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 471 号	富山市八尾町庵谷 1 番地先から 富山市八尾町庵谷 4 番地先まで	平成 21 年 8 月 26 日	富山土木 センター
県道 五位尾上中町 線	中新川郡上市町上中町字南中町 64 番か ら 中新川郡上市町上中町字南中町 46 番 3 まで	平成 21 年 8 月 26 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 谷口五百石線	中新川郡立山町米沢 50 番 3 から 中新川郡立山町米沢 638 番まで	平成 21 年 8 月 26 日	富山土木 センター 立山土木 事務所

公 告

平成 21 年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 の規定により、消防設備士の工事整
備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成 21 年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設 備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消 防設備士
警報設備	第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消 防設備士
避難設備・ 消火器	第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消 防設備士

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

消防設備士免状の交付を受けた日から 2 年以内の者

前回の講習を受けた日から 5 年以内の者

3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
平成21年10月15日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで	消火設備	富山市下野995番地の 3 富山県市町村会館
平成21年10月16日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで	消火設備	富山市下野995番地の 3 富山県市町村会館
平成21年10月19日（月） 午前 9 時から午後 5 時まで	警報設備	富山市下野995番地の 3 富山県市町村会館
平成21年10月20日（火） 午前 9 時から午後 5 時まで	警報設備	富山市下野995番地の 3 富山県市町村会館
平成21年10月21日（水） 午前 9 時から午後 5 時まで	避難設備・ 消火器	富山市下野995番地の 3 富山県市町村会館
平成21年10月22日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで	避難設備・ 消火器	富山市下野995番地の 3 富山県市町村会館

4 受講手続

受講申請書を平成21年 9 月17日（木）から同年10月 5 日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）に、財団法人富山県消防設備保守協会（富山市花園町四丁目 5 番20 号）へ提出すること。

5 その他詳細については、財団法人富山県消防設備保守協会（電話076-422-1135）又は富山県知事政策局消防課（電話076-441-4074）に問い合わせること。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 8 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人天瀬防犯協力会

3 代表者の氏名

黒田 富士夫

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市水橋辻ヶ堂129番地1号富山市水橋西部地区センター内

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や児童の安全確保と地域の振興に努め、文化の向上、ボランティア活動など地域に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 8 月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者アート支援工房ココペリ

3 代表者の氏名

井上 浩美

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市四方494番地49

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、芸術作品の創作活動などの表現活動を支援したり、作品を発表する場を提供することにより、知的障害者の経済的・社会的自立を促進し、障害者アートの振興を図ると共に、地域住民に対して、これらの表現の生命力・創造性に触れる機会を提供することにより、精神的に豊かで健全な地域社会の形成を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 8 月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小島バラ会

3 代表者の氏名

島崎 泰治

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市小島1025番地

5 定款に記載された目的

この法人は、バラを核とした植物の栽培や各種教室の開催を通して、地域住民同士の交流を活発にするとともに、花卉で溢れた美しい街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同

法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 8 月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなろ滑川

3 代表者の氏名

若林 悦大

4 主たる事務所の所在地

富山県滑川市野町1656番地

5 定款に記載された目的

この法人は、回復途上にある障害者が、地域で自立し社会復帰が出来るように、自立生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 8 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 8 月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人文福

3 代表者の氏名

八木 勝自

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市五福3734- 3 番地

5 定款に記載された目的

この法人は障害者・児及び高齢者が、地域社会で自立した生活を営み、社会参加を確保していくために必要な事業を行い、誰もが安心して暮らせる文化・福祉・人権・教育の推進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

